

八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に係る取扱規程

1 目的

この規程は、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領の適正な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 交付申請等

(1) 交付申請書の提出時期について

交付申請書は、補助対象設備の設置工事に着工する日（補助対象設備設置済みの建売住宅の場合は、住宅の引渡し日。電気自動車にあつては、自動車検査証に新規に登録された日。）の20日前（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに添付書類を添えて提出するものとする（ただし、建売住宅における窓の断熱改修は対象外）。

(2) 工事の着工時期について

家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム、V2H充放電設備においては、本体設置工事以外の基礎工事や配線又は配管工事等は、補助金交付決定通知書の到着前に着工することも可能とする。

(3) 建売住宅の補助対象とする期日について

建売住宅の売買契約に関しては、年度当初の4月1日以降に契約を締結したものである（窓の断熱改修及び電気自動車は除く）。

3 実績報告

(1) 実績報告書の提出時期について

実績報告書は、補助対象設備の設置工事完了日（補助対象設備設置済みの建売住宅の場合は、住宅の引渡し日。電気自動車にあつては、自動車検査証に新規に登録された日。）の翌日から起算して90日以内または交付決定日に係る年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに添付書類を添えて提出するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程及び八千代市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、平成25年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程及び八千代市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、平成26年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、平成27年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、平成28年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、平成29年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、平成30年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、令和元年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、令和2年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領に係る取扱規程は、令和3年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。